



○令和6年度事業報告・決算を認定

第113回組合会開催

令和7年7月9日(水)
新潟東映ホテル



新建 国保だより

●発行所
新潟県建築国民健康保険組合
新潟市中央区川岸町3丁目17-2
TEL (025) 231-2856～8
FAX (025) 231-2936
ホームページ
<http://www.kenchiku-kokuho.jp/>
E-mail
niigata@kenchiku-kokuho.jp
●発行人
理事長 上野喜浩

第118号

【掲載内容】

〈組合会内容報告〉

- ◆ 理事長挨拶・組合会議事内容
- ◆ 令和6年度 歳入歳出決算・年度別単年度収支
- ◆ 被保険者数・医療費の月別状況
- ◆ 健康優良家庭(者)表彰
- ◆ 感謝状被贈呈者一覧 2～6 頁

〈事業報告〉

- ◆ 資格確認調査を実施しました!(令和8年度は「現況調査」を行います) 7 頁

〈組合員・家族の皆様へ〉

- 専従者給与月額が8万8千円以上の方は組合員(3級「従業員」)としてご加入いただくこととなりました ※令和6年8月1日改正
- 「マイナ保険証」または「資格確認書」をご使用ください
- インフルエンザ予防接種を受けましょう
- 人間ドック等・特定健診・特定保健指導を受けましょう! 7～11 頁

【重要なお知らせ】

- 保険料が8月から変わりました
- 令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まります 12 頁

上野 喜 浩 理事長挨拶

日頃より、新潟県建築国民健康保険組合をご愛顧いただき感謝申し上げます。

私は本年4月1日から、前任者であります佐藤理事長から理事長職を引き継いだ、上越南支部の上野と申します。浅学菲才ではございますが、国保組合がこれからの将来に向けて、健全な運営が出来ますように一生懸命やりたいと思っておりますので、組合会議員の皆様、支部職員の皆様、どうか温かいご理解とご協力を賜りますよう、切にお願い申し上げます。

本年、令和7年は昭和100年に当たる年です。昭和45年8月に新潟県の認可により創立された当組合も、8月1日をもって55年を迎えようとしております。

ここまで長きにわたり建築国保組合を継続し、発展させていただきました先人の皆様に心から敬意を表するとともに、次の世代へしっかりとバトンを渡せるように決意を新たにしているところでございます。

さて、本日ご提案いたします議案は、令和6年度の事業実績及び収支決算等についてです。結論から申し上げますと、令和6年度は約1億7千万円の単年度赤字でございます。

過去10年間は手持ちの資金で毎年の赤字をしのいで参りましたが、その残金も基準値を下回りましたので、いよいよ8月から保険料の全面改正となりました。この保険料の引き上げにより、令和7年度は単年度黒字決算を視野に入れているところでございます。

なお、令和6年度は保険料未納がありました。組合会議員や役員の皆様の中にも国保の支部長を

兼務されている方が多くいらっしゃいます。8月以降、保険料徴収のご苦勞がますます増える予想されますが、令和6年度未納分も含めて支部職員の皆さんと共に引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

続いて、国保組合を取り巻く状況について、2点お話しさせていただきます。

まず、令和8年、来年の4月1日から子ども子育て支援金制度が創設されます。この支援金を我々保険者が医療保険料と併せて徴収し、国へ納付しなければなりません。

次に、現在、財務省では、医師国保等の所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止を含め、国保組合に対する国庫補助金の抜本的な見直しについて論議されています。この財務省の提言を厚生労働省が受け入れるかどうかはまた別問題ではありますが、国保組合に対する補助金の引き下げは、当組合にとっても存続に関わる重大な事案でありますので、上部団体である一般社団法人全国国民健康保険組合協会、通称全協を通じ、また全協加盟の仲間である建設国保五府県協議会と歩調を合わせながら厚生労働省へ働きかけ、補助金の確保に努めたいと考えております。

国保組合を取り巻く状況は決して楽観視できるものではないと思いますが、上部団体、関係団体、そして皆様のお力添えとご協力のもと、今後も確実な組合運営に努めてまいりたい所存でございます。

それでは、組合会議員の皆様には慎重審議のほどよろしくお願い申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。

第113回組合会は、令和7年7月9日(水)午後12時30分より新潟東映ホテルにおいて開催されました。

吉川理事(新津)の司会により、高橋副理事長(新潟)の開会挨拶、物故者に対する黙祷、上野理事長の挨拶の後、青代建一議長(糸魚川)、川上正浩副議長(新潟)の運営により提出議案を慎重審議した結果、全案件が承認可決されました。

承認可決議案は次のとおりです。

議事内容

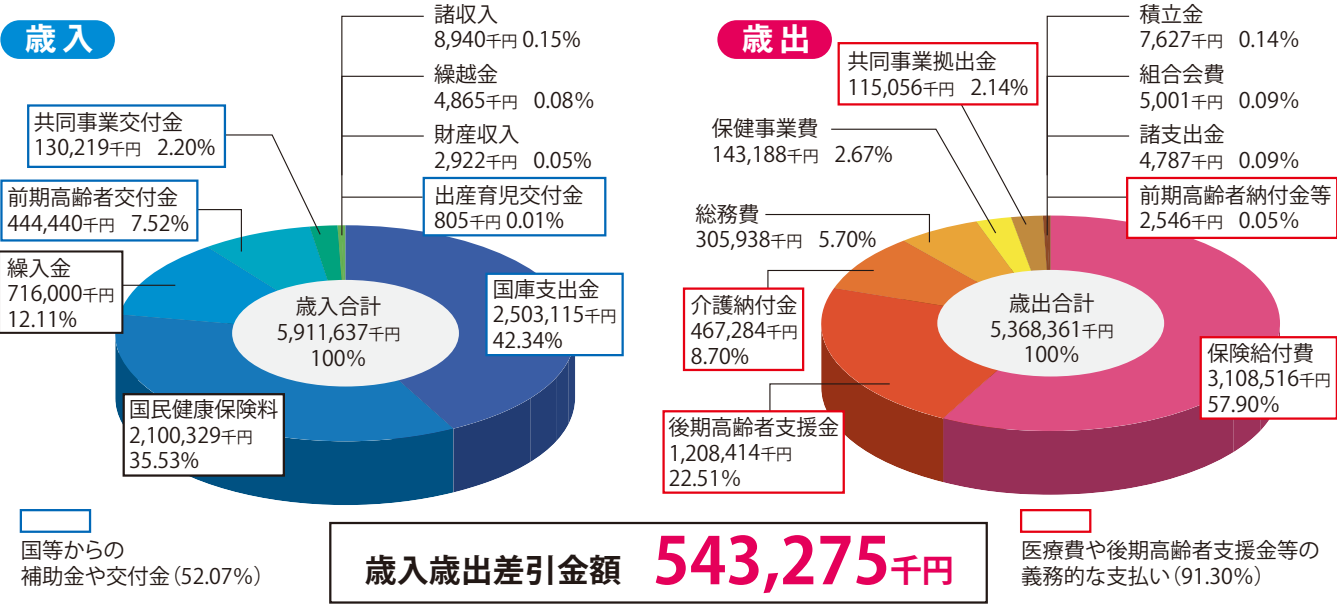
報告第1号	組合会議員の異動報告について
報告第2号	規則等の改正について
報告第3号	訴訟の提起に係る結果報告
議案第1号	令和6年度事業実績の認定について
議案第2号	令和6年度歳入歳出決算の認定について【監査報告】
議案第3号	令和6年度歳入歳出決算剰余金処分の承認について
議案第4号	令和7年度歳入歳出補正予算の承認について



議事終結後、酒井副理事長(栃尾)の閉会挨拶により、組合会を終了いたしました。

閉会后、退任役員・議員、退職支部職員の表彰を行い、全日程を終了しました。

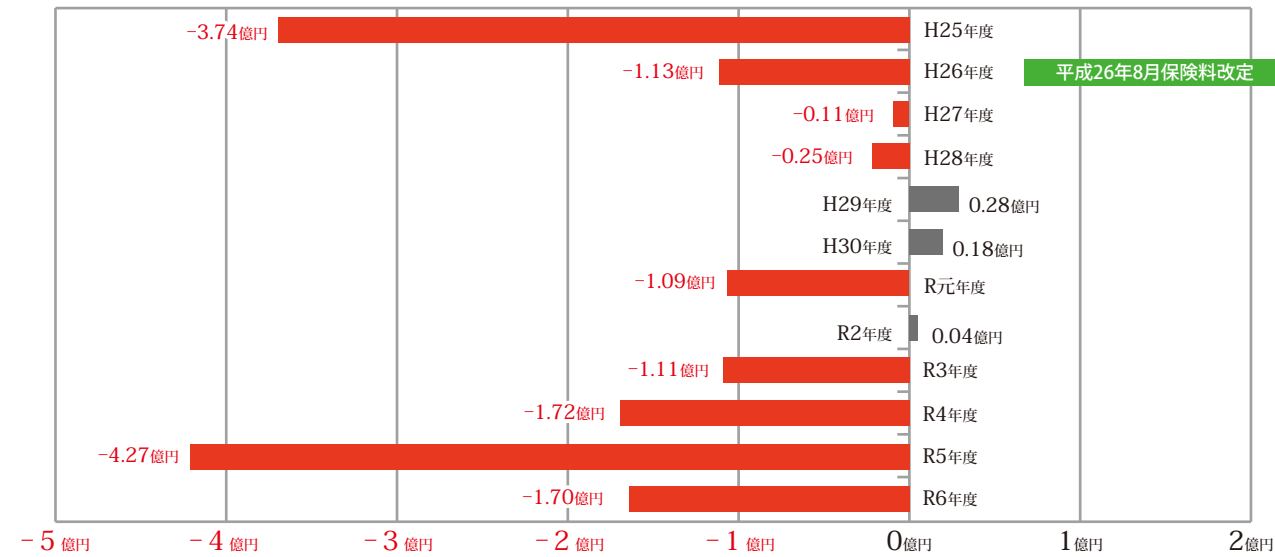
令和6年度 歳入歳出決算構成



【令和6年度決算のポイント】

- [歳入]・国庫支出金が、前年度より約1億2,600万円増加しました。前年度の医療費が過去10年間で最大の増加額だったため、国から交付される補助金が増加しました。
- ・国民健康保険料が、前年度より約3,600万円増加しました。令和6年8月から介護納付金賦課額を改定したことによる増加です。
- ・前期高齢者交付金が、前年度より約3,500万円減少しました。65歳以上被保険者の加入率減少が続いているため、交付金の金額も減少しています。
- [歳出]・保険給付費が、前年度より約1億9,000万円減少しました。前年度は過去10年間で最大の増加額でしたが、2～3年前と同程度の支払額に戻りました。
- ・後期高齢者支援金が、前年より約1,600万円増加しました。国から示される1人当たりの負担金額が年々上昇しています。

年度別単年度収支

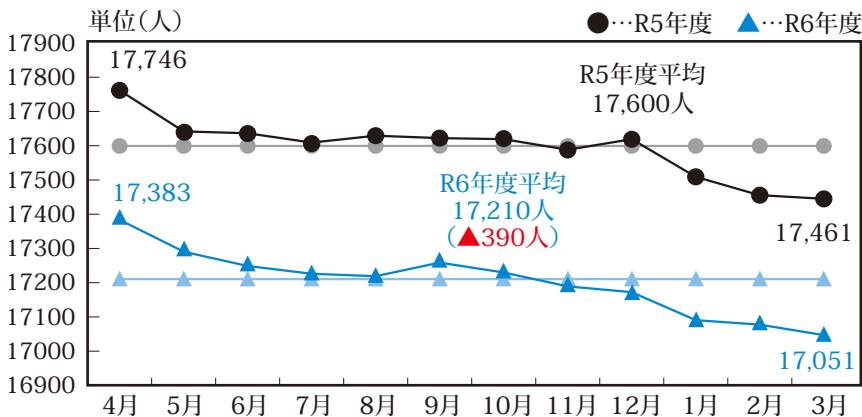


○ 令和6年度単年度赤字の主な要因

令和6年度の単年度赤字決算額約1億7千万円は令和5年度の単年度赤字約4億2千万円から約2億5千万円改善している状況です。赤字額が改善した大きな要因は保険給付費が前年より約1億9千万円減少しているということですが、単年度赤字体質には変わりありません。このような状況を踏まえ、令和7年8月から保険料の全面改正を実施しているところですので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

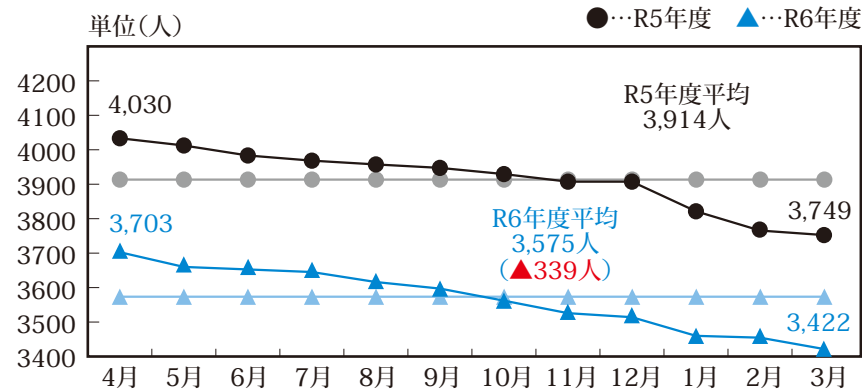
組合員・家族合計の月別状況

※被保険者数（加入者数）
の平均は、前年より390人減少しました。
長期減少傾向が継続する
中で昨年度も微減にとど
まりました。



前期高齢者（65～74歳）の月別状況

※65歳以上前期高齢者の
平均人数は、前年より339名減少しました。
団塊の世代が後期高齢者
医療制度へ移行すること
による影響が出ています。



支部別被保険者数(令和7年3月末現在)

支部名	組合員	家族	合計
新 潟	1,333	1,150	2,483
阿賀北	930	820	1,750
新 津	245	196	441
西蒲燕	626	632	1,258
東 蒲	36	22	58
佐 渡	85	104	189
白 根	223	196	419
村 上	182	153	335
岩 船	223	216	439
五 泉	173	190	363
亀 田	111	119	230
下越計	4,167	3,798	7,965

支部名	組合員	家族	合計
長 岡	474	439	913
三 条	270	282	552
加 茂	75	79	154
見 附	89	84	173
栃 尾	110	112	222
田 上	56	51	107
栄	41	44	85
中之島	57	63	120
下 田	64	86	150
三 島	43	39	82
与 板	34	26	60
和 島	38	20	58
出雲崎	23	12	35
小千谷	110	96	206
魚 沼	168	159	327
塩 沢	92	83	175
六日町	116	91	207
大 和	45	57	102
十日町	506	444	950
津 南	99	91	190
柏崎刈羽	319	297	616
寺 泊	40	37	77
越 路	96	77	173
中越計	2,965	2,969	5,734

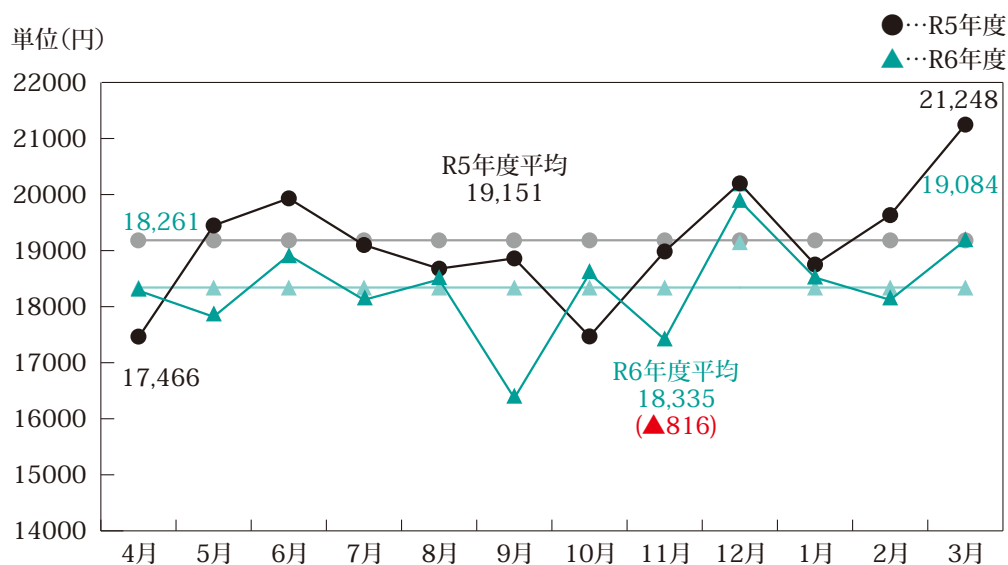
支部名	組合員	家族	合計
上越南	516	403	919
上越北	359	333	692
頸 南	242	193	435
柿 崎	77	52	129
大 潟	45	48	93
頸 城	70	53	123
板 倉	62	60	122
三 和	89	79	168
糸魚川	206	172	378
能 生	62	56	118
名 立	45	24	69
清里牧	55	51	106
上越計	1,828	1,524	3,352

※被保険者数が減少傾向
にある中、前年度比で
増加した支部が8支部
あります。
ご尽力に感謝します！

合 計

組合員	家族	合計
8,960	8,091	17,051

被保険者の医療費の状況(月別1人当たり)



※令和6年度の医療費総額は約37億円でした。

1人当たり1か月医療費は18,335円(816円減少)、

1人当たり年間医療費は220,011円(9,805円減少)でした。

令和6年 健康優良家庭(者)

(単位:件)

	下越	中越	上越	合計
健康優良家庭	7	17	4	28
健康優良者	189	174	123	486
合計	196	191	127	514

※令和6年1月～12月の1年間、1度も医療機関を受診せず健康に過ごされた皆様を表彰し、記念品を贈呈しました。



明るい生活は健康から……今年も元気でお過ごしください。

感謝状被贈呈者

(敬称略)

表彰規程別表1-1該当者(7名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
阿 賀 北	佐 藤 政 己	H25. 4. 1 ~ R 7. 3.31	12年 0か月
白 根	田 中 敏 明	H25. 4. 1 ~ R 7. 3.31	12年 0か月
中 之 島	本 名 浩 利	H17. 4. 1 ~ R 7. 3.31	20年 0か月
小 千 谷	本 田 剛	H13. 4. 1 ~ R 7. 3.31	24年 0か月
十 日 町	山 田 和 博	H25. 8. 1 ~ R 7. 3.31	11年 8か月
寺 泊	栞 原 進	H25. 4. 1 ~ R 7. 3.31	12年 0か月
越 路	丸 山 俊 夫	H23. 2.19 ~ R 7. 3.31	14年 1か月

表彰規程別表1-1：組合の役員又は組合会議員を10年以上勤め退任した者

表彰規程別表1-2該当者(12名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
新 潟	岡 田 正 治	R 3. 4. 1 ~ R 7. 3.31	4年 0か月
阿 賀 北	早 川 信 治	H31. 4. 1 ~ R 7. 3.31	6年 0か月
西 蒲 燕	細 川 浩 明	R 3. 4. 1 ~ R 7. 3.31	4年 0か月
岩 船	横 山 耕 平	H29. 4. 1 ~ R 7. 3.31	8年 0か月
与 板	佐 藤 良 信	R 3. 1.17 ~ R 7. 1.31	4年 0か月
小 千 谷	星 野 耕 一	R 3. 4. 1 ~ R 7. 3.31	4年 0か月
南魚沼(旧塩沢)	鈴 木 一	R 2. 4.22 ~ R 7. 3.31	4年 11か月
上越南(旧頸城)	藤 田 幸 一	H29. 1.18 ~ R 7. 3.31	8年 2か月
上 越 北	草 間 幸 三	H29. 4. 1 ~ R 7. 3.31	8年 0か月
頸 南	古 川 晶 茂	H29. 4. 1 ~ R 7. 3.31	8年 0か月
大 潟	熊 木 昌 利	R 3. 4. 1 ~ R 7. 3.31	4年 0か月
上南(旧三和)	西 條 敏 文	H31. 4. 1 ~ R 7. 3.31	6年 0か月

表彰規程別表1-2：組合の役員又は組合会議員を2期又は4年以上勤め退任した者

表彰規程別表1-4該当者(2名)

支 部 名	氏 名	在 職 期 間	在 職 年 数
上 越 北	岡 本 清 子	S57. 4. 1 ~ R 7. 3.31	43年 0か月
名 立	伊 藤 由紀恵	H20. 4. 1 ~ R 7. 3.31	17年 0か月

表彰規程別表1-4：支部の職員であって、国保業務に10年以上携わった者



資格確認調査を実施しました！

資格確認調査にご協力いただき、ありがとうございました。

令和8年度、令和9年度につきましては、現況調査を行います。その際、組合員の皆様にアンケート形式の調査票を郵送し、その時点の就労状況を回答していただく予定です。



家族専従者の皆様へ

専従者給与月額が8万8千円以上の方は組合員(3級「従業員」)としてご加入いただくこととなりました。

※令和6年8月1日改正

- 上記に該当する可能性の高い家族加入者がいる世帯へ、本年7月にお知らせ文書を送付しています。
- お知らせ文書が届かない場合でも、該当する家族加入者は所属する支部の窓口で、令和6年8月1日付で組合員へ移行する手続きをお願いします。
- 上記理由で家族加入者が組合員(3級「従業員」)へ移行する世帯の組合員が2級「一人親方」の場合は1級「事業主」への級変更も合わせて必要です。
- 今後、家族加入者で専従者給与月額が8万8千円以上であることが判明した場合、実態に合わせ、遡って(令和6年8月限度)3級組合員へ移行していただくこととなりますので、速やかな手続きをお願いいたします。



「マイナ保険証」または 「資格確認書」をご使用ください

令和7年8月1日から、マイナ保険証(保険証利用登録がされたマイナンバーカード)を基本とする仕組みへ完全に移行しました。建築国保では、マイナ保険証の登録状況に応じて「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付しています。また、5級組合員の方には「会員証」を交付しています。

マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご使用ください。

建築国保の資格情報を記載した、「資格情報のお知らせ」(A4サイズの書類)を交付しています。

※「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証が利用できない医療機関を受診する場合に、マイナ保険証と一緒に提示することで診療を受けられます。資格情報のお知らせだけで診療を受けることはできません。

マイナ保険証をお持ちでない方

8月1日から使用できる「資格確認書」(カード型)を交付しています。資格確認書の色は「**ピンク色**」です。

5級組合員の方

後期高齢者医療制度から交付される資格確認書等をご使用ください。建築国保からは、「**会員証**」(白色)を交付しています。

資格情報のお知らせの有効期限等について

- ◆氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確かめましょう。
- ◆文字の摩擦や、記載内容に誤りがある場合は再交付いたしますので所属支部へご連絡ください。
- ◆資格情報のお知らせの有効期限は、年齢によって異なります。
 - 70歳未満の方… **資格情報のお知らせの有効期限はありません。**交付は1回のみです。既に資格情報のお知らせの交付を受けている方には交付されません。
 - 70歳以上の方… **有効期限は令和8年7月31日です。**ただし、75歳になる方の有効期限は75歳の誕生日の前日です。その翌日以後に使用する資格情報のお知らせは、後期高齢者医療制度より交付されます。

資格確認書の有効期限等について

- ◆氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確かめましょう。
- ◆文字の摩擦や、記載内容に誤りがある場合は再交付いたしますので所属支部へご連絡ください。
- ◆資格確認書裏面に、臓器提供に関する意思表示欄を設けてありますのでご活用ください。
- ◆資格確認書の有効期限は、**令和8年7月31日です。**ただし、次に該当する方は有効期限が異なります。
 - 75歳になる方… 有効期限は75歳の誕生日の前日です。その翌日以後に使用する資格確認書は、後期高齢者医療制度より交付されます。
 - 70歳になる方… 有効期限は70歳の誕生日の月末です(誕生日が月の初日である場合はその前月末)。その翌月以後は負担割合判定後、2割または3割の負担割合を表示した資格確認書兼高齢受給者証を改めて交付いたします。

資格確認書等は正しく使いましょう!

- ◆記載内容を書き換えたり、書き足したりすると無効になります。
- ◆他の方との貸し借りはできません。
- ◆健康診断や予防接種、正常な妊娠・出産、美容整形などは、資格確認書等が使えない場合や資格確認書等の使用が制限される場合があります。
- ◆第三者行為(交通事故やケンカなど)で建築国保の資格確認書等を使用した場合は、所属支部へご連絡ください。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録をお願いします

マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用することで、データに基づくより良い医療が受けられる、手続きなしで高額療養費の自己負担限度額を超える支払が免除されるなど、様々なメリットがあります。まだマイナ保険証をお持ちでない方は、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をお願いします。

マイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用する方法

手順1

マイナンバーカードを申請

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、申請をしてカードを取得しましょう。主な申請方法は以下の3つです。

- ①オンラインで申請する
(パソコン・スマートフォンから)
- ②郵便で申請する
- ③まちなかの証明写真機から申請する



手順2

マイナンバーカードを健康保険証として登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。主に以下3つの方法で登録ができます。

- ①医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で登録する
- ②「マイナポータル」から登録する
- ③セブン銀行ATMから登録する



手順3

医療機関・薬局でマイナンバーカードを使って受付

以下のステッカーやポスターを掲載している医療機関・薬局でマイナンバーカードを使って受付ができます。



セルフメディケーションの習慣をつけましょう

セルフメディケーションとは

「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自分で手当すること」です。日頃から健康管理に取り組むことは、健康の維持だけでなく生活習慣病の予防や医療費の節約にも役立ちます。健康な体で毎日を過ごすために、セルフメディケーションの習慣をつけましょう。

セルフメディケーションのポイント

- ・規則正しい生活を心がけましょう
- ・市販薬(OTC 医薬品)を上手に使いましょう
- ・分からないことは専門知識をもつ人たちに確認しましょう
- ・自分や家族の健康状態をチェックし、生活習慣を見直しましょう



OTC(オーティーシー)医薬品とは

薬局・薬店・ドラッグストアなどで処方箋が無くても購入できる医薬品です。OTC 医薬品のうち、要件を満たすものについてはセルフメディケーション税制の対象となります。

セルフメディケーション税制とは

医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病予防の一定の取り組みを行う人が、対象となる OTC 医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができる制度です。



※セルフメディケーション税制の詳細につきましては厚生労働省ホームページをご確認ください。

インフルエンザ予防接種を受けましょう

インフルエンザは**予防**が大切



ワクチン



手洗い



マスク



うがい

1 流行前のワクチン接種

インフルエンザワクチンは、罹患した場合の重症化防止に有効と報告されており、我が国でも年々ワクチン接種率が上昇してきています。

2 帰宅時の手洗い、うがい

咽頭粘膜や手指など身体に付着したインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法です。

3 人混みや繁華街への外出を控えること、外出時のマスク着用

インフルエンザが流行してきたら、特に高齢者や慢性疾患を持っている人、疲労気味、睡眠不足の人は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。また、外出時にはマスク着用を心がけましょう。

4 十分な休養と栄養摂取

からだの抵抗力を高めるために十分な休養と栄養摂取を日ごろから心がけましょう。

5 適度な湿度の保持

空気が乾燥すると、インフルエンザにかかりやすくなります。特に乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、十分な湿度を保つことも効果的です。

10月1日の接種から、令和7年度のインフルエンザ予防接種補助を行います。
予防接種を受ける際には、**事前に医療機関等へお問い合わせください。**

インフルエンザ予防接種補助要件

補助対象者	建築国保に加入の方	
接種期間	令和7年10月1日～令和8年3月31日	
補助額	65歳未満の人	2,200円 限度
	65歳以上の人	1,650円 限度
	※市町村によって接種費用の一部補助があります。 詳しくはお住いの市町村にご確認ください。 ※接種日時点の年齢により補助額が変わります。	
補助回数	期間内1回(13歳未満2回)	
実施機関	委託医療機関・一部健診機関等	
申請手続き	・予防接種後、領収書等を添えて所属の支部で申請手続きを行ってください。 ・本部で申請受理後、後日支部経由で補助金が支給されます。	

インフルエンザ予防接種の効果や副反応

(インフルエンザ予防接種についての詳しいことは医師に相談してください。)

《効果》

- ◆インフルエンザに感染しにくくなる。
- ◆感染したとしても症状が軽くなる。
- ◆重症化や合併症を予防する。

《副反応》

- ◆注射のあとが赤くなる・腫れる・痛くなる
- ◆発熱 ◆頭痛 ◆寒気 ◆だるい

《まれな副反応》

- ◆ショック症状 ◆じんましん ◆呼吸困難

《予防接種を受けた後の一般的な注意事項》

1. 予防接種を受けた後30分は、急な副反応が起こることがあります。医師とすぐ連絡を取れるようにしておきましょう。
2. 副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は注意しましょう。
3. 入浴は差し支えありませんが、注射したところを強くこするのはやめましょう。
4. 接種当日はいつもの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

65歳以上の方への注意点

できるだけ、お住いの市町村が指定する委託医療機関等で予防接種を受けてください。

なお、市町村が指定する委託医療機関等以外で受けられた場合に、市町村からの補助が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。詳しくは、お住いの市町村にあらかじめお問い合わせください。

人間ドック等・特定健診・特定保健指導を受けましょう!

人間ドック ・ ファミリー 健診 ・ オプション 検診

建築国保の加入期間が8か月以上 かつ

受診日の時点で**25歳以上**の方が対象になります!

【補助内容】

- ◆ 一日人間ドック 健診費用の7割補助(2万円を限度)
- ◆ ファミリー健診 健診費用の7割補助(2万円を限度)
- ※どちらかの受診に対して年度内1回のみ補助となります。
- ◆ オプション検診 検診費用の7割補助(2万円を限度)
- ◆ 脳ドック(MRI・MRA) 検診費用の7割補助(4万5千円を限度)
- ◆ 石綿検診(アスベスト) 検診費用(一次・二次)の全額補助

※各種健診・オプション検査料金につきましては、健診機関のホームページ等でご確認ください。

※申請手続き等については、本部または所属支部へお問い合わせください。

【受診に必要なもの】

- ・マイナ保険証または資格確認書
- ・特定健康診査受診券(セット券) ※40~74歳の方のみ
(令和7年度の受診券は「**ピンク色**」です)



特定健診等

40歳から74歳の方が対象になります!

※年度内40歳になる方も含まれます

【補助内容】

- ◆ 特定健診 健診費用を全額補助

※ただし、本人の希望で実施する「詳細項目」等の検査については、自己負担が発生する場合がありますのでご注意ください。

※特定健診を受診できる医療機関一覧についてはホームページに掲載しています。
「保健事業案内」ページ内の「特定健診実施機関」をご確認ください。

- ◆ 特定保健指導 保健指導費用を全額補助

※特定健診の結果により対象となった方が受けられます。
ぜひ積極的にご利用ください。

【受診に必要なもの】

- ・マイナ保険証または資格確認書
- ・特定健康診査受診券(セット券)
(令和7年度の受診券は「**ピンク色**」です)

※受診券を紛失してしまった場合は、所属支部へご連絡ください。(再交付の手続きができます)



赤い封筒が目印です!

保険料が8月から変わりました

前号でもお知らせのとおり、今年の8月から11年ぶりに保険料を下記のとおり改定いたしました。建築国保では、被保険者一人当たりの医療費の増加・後期高齢者支援金及び介護納付金の一人当たりの年間負担額の上昇により、令和4年度から単年度収支の赤字が続いております。令和6年度では積立金を7億円以上取り崩して運営している状態であり、この状態を放置する事は近い将来、運転資金の枯渇を招きかねないため、保険料の値上げに至った次第です。

組合員の皆様には、この度の保険料の改定に何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

改定保険料（令和7年8月から）

区 分		説 明	基礎賦課額	後期高齢者支援金賦課額	介護納付金賦課額	月 額
組 合 員	1 級 事 業 主	従業員を使用している事業主 労働者を使用する日数が年間100日以上 の事業主 親子又は夫婦で一つの事業を行っている主たる者 法人の代表者（従業員の有無を問わない）	18,800円	3,400円	4,000円	26,200円 ※（22,200円）
	2 級 一 人 親 方	従業員を使用していない事業主 労働者を使用する日数が年間100日未満の事業主	13,200円	3,400円	4,000円	20,600円 ※（16,600円）
	3 級 法 人 役 員	法人の代表者以外の役員 （厚生年金に加入していない法人役員は任意）				
	4 級 従 業 員	事業主の雇用証明書を提出した者 親子で一つの事業を行っている従たる者 専従者給与収入が月額88,000円以上の者	10,800円	3,400円	4,000円	18,200円 ※（14,200円）
	5 級 25 歳 未 満	2 5 歳 未 満 の 組 合 員	5,800円	3,400円	—	9,200円
		後期高齢者	7 5 歳 以 上 の 組 合 員	4,000円	—	4,000円
家 族		家 族	4,000円 賦課限度5人	3,200円 賦課限度5人	3,600円 賦課限度3人	10,800円 ※（7,200円）

※月額（ ）は介護2号被保険者（40歳～64歳）以外の保険料
※未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置
子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、世帯に未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）が基準日（11月30日）において被保険者である場合において財政支援を実施する。なお、財政支援額は12,000円×未就学児数とし、世帯の保険料へ充当する。（申請不要）
※産前産後期間の保険料軽減措置
届出により出産の予定日（出産後に届出を行う場合には出産日）が属する月の前月から、出産の予定日が属する月の翌々月の計4か月分の保険料を軽減する。なお、多胎妊娠・出産の場合は、出産予定月の3か月前から6か月間（産前3か月産後3か月）を軽減する。

令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が始まります

「子ども・子育て支援金制度」とは

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。国が示した支援金率に基づき、全ての医療保険者が被保険者から支援金を徴収し、国へ納めます。保険者は、国の代わりに支援金を徴収し、納付する立場となります。



「子ども・子育て支援金」が使われる事業・支援金の賦課について

- ・支援金の使途は法律で決められており、①児童手当 ②妊婦のための支援給付 ③こども誰でも通園制度 ④出生後休業支援給付 ⑤育児時短就業給付 ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置 ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金 以外の目的では使われません。

令和8年4月より保険料区分に「子ども・子育て支援金分」を追加し、毎月400円～500円程度の保険料を徴収する予定です。ただし、18歳以下（高校生年代）の子どもには賦課されません。正式な保険料額は令和8年3月開催の第114回組合会で決定後、改めて周知させていただきます。国からの要請であり、法令事項でありますので、ご理解の程、何卒よろしくお願いいたします。